

世田谷区介護職員等宿舎借り上げ支援事業（概要）

＜目的＞

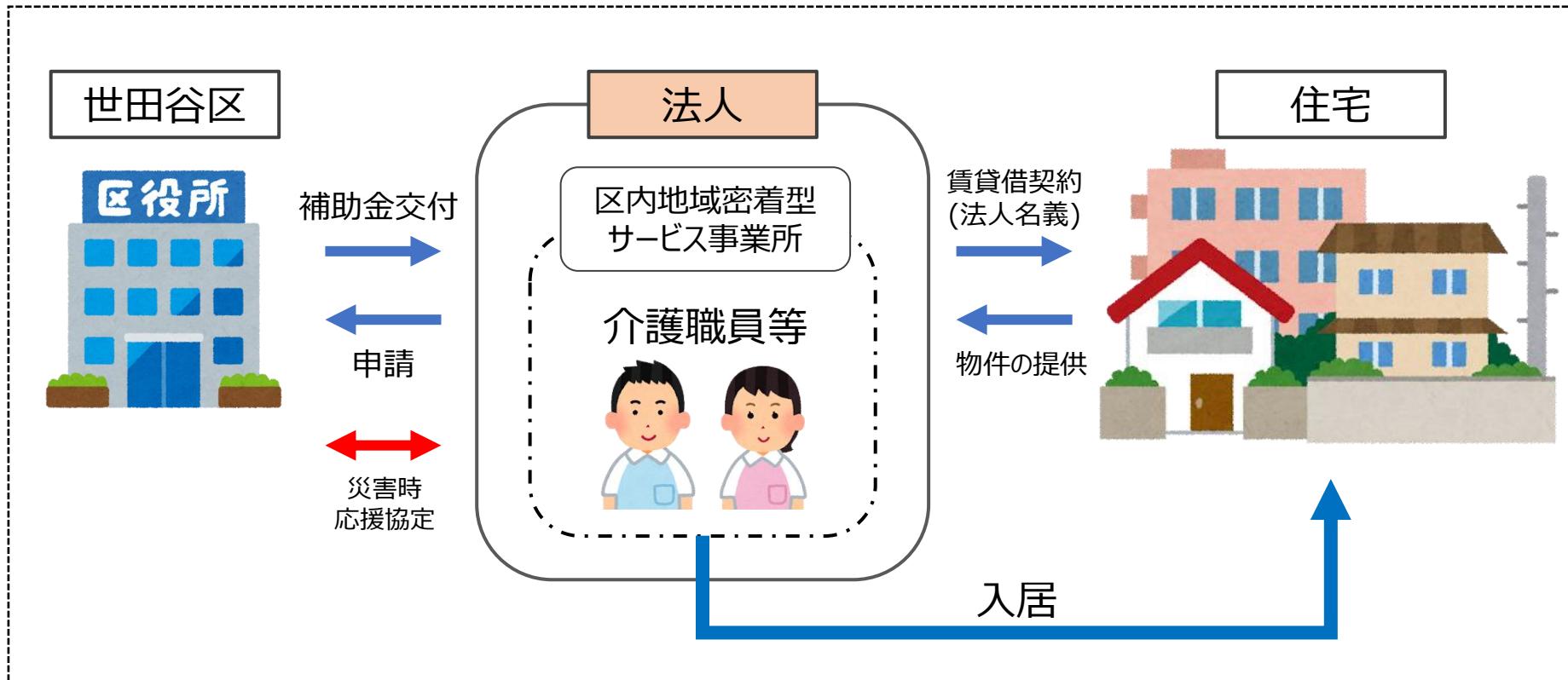
職員が働きやすい職場環境を実現し、災害時の迅速な対応を推進するとともに、介護人材の確保定着を図る。

＜事業の内容＞

- 1 対象事業所 福祉避難所（高齢者）として、災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定を区と締結する（している）区内地域密着型サービス事業所
- 2 対象宿舎 法人が賃貸借契約を結んでいる宿舎
- 3 対象入居者 介護職員および生活相談員（支援相談員）で災害対策上の業務に従事する者とする。ただし、当該事業所の経営に携わる法人の役員を除く。
- 4 補助経費 対象法人が支出した宿舎借り上げに係る経費（当該年度4月1日以降の賃料、共益費、礼金、更新料等）。なお、本人から負担金を徴収する場合は、当該金額を差し引く。
- 5 補助要件
 - (ア) 宿舎が事業所から半径10キロメートル圏内
 - (イ) 一人当たり助成期間10年間が上限
 - (ウ) 対象者が入居中
- 6 補助基準額 1戸あたり、月額8万2千円まで
- 7 補助率 7／8（10円未満切り捨て）

世田谷区介護職員等宿舎借り上げ支援事業（概要）

＜事業イメージ＞



※ 7年度より、補助金交付時期が年度途中(10～11月頃)と年度末(3月頃)の2回に変わりました。変更に伴い、申請方法が昨年度から変わっていますので、ご注意ください。

世田谷区介護職員等宿舎借り上げ支援事業（概要）

＜補助金の計算方法＞

補助率を乗じる前に職員負担額を差し引くため、法人負担額は必ず発生します。

(例①) 家賃70,000円の全額を法人が負担している場合



家賃
70,000円

=

助成対象経費
70,000円

補助率7/8



助成額	法人負担額
61,250円	8,750円

(例②) 家賃70,000円のうち、入居者から宿舎利用料を徴収している場合



家賃
70,000円



職員負担額
25,000円

=

助成対象経費
45,000円

補助率7/8



助成額	法人負担額
39,375円	5,625円

(例③) 補助金対象経費が補助金基準額(82,000円)を超過している場合



家賃
120,000円



職員負担額
20,000円

=

助成対象経費
100,000円

助成基準額
82,000円
18,000円 基準額超過分は法人負担

補助率7/8



助成額	法人負担額
71,750円	28,250円
法人負担額	28,250円